

東洋史研究

第六十五卷 第四號 平成十九年三月發行

春秋時代の領域支配

—— 邑の支配をめぐって ——

土 口 史 記

はじめに

第一章 縣・邑の別

第二章 邑とその支配權

一 領域と境界

二 邑の支配權

第三章 「以邑叛」にみる「邑人」支配の問題

一 「以邑叛」と「邑人」

二 「竟」の 邑

第四章 邑の軍事的役割

一 邑の軍事化

二 「邑人」の軍事動員

おわりに

はじめに

先秦時代における領域支配の展開は、秦漢郡縣制をひとつの制度的完成形として、そこに至るまでの整備・発展の過程として捉えられてきた。

殷周以來、人々の集住する土地は「邑」と汎稱される。⁽¹⁾春秋時代においてもそれは同様だが、從來の研究では邑に對して「縣」を新しい支配制度の出現として劃期とみなし、その性質、特に秦漢郡縣制との距離の解明に關心を集中させてきた。そこには周知の如く豊富な研究の蓄積がある。しかしながら、それらが當時における領域支配の總合的解明に十分結びついてきたとは言いがたい。春秋時代に限れば縣の存在はむしろ特殊であり、邑全般の推移を踏まえ、縣のみに檢討の對象を絞るこれまでの方法は、春秋縣を特殊なものとして過剰に評價させ、同時代の邑全般を視野に入れたうえでの正當な位置づけを阻害してきた。

一方、縣以外の邑を正面から検討した研究は非常に手薄であつた。松本光雄一九五二、同一九五三はその先驅といふべき業績だが、その後、學界の主たる關心が縣へと移行したことにより、邑全般を對象とする問題意識は繼承されなかつた。近年では小林伸二一九九二、同二〇〇一などが邑の軍事化・自立化を論じているものの、そこでは逆に春秋縣の研究史、特に增淵氏以後の研究成果への配慮が限定的となっている。

從來の研究は邑を等閑視してきたわけではないが、それらは邑支配のあり方の解明に意を注ぐものではあつても、縣研究の成果と十分に結びついてきたとは言いがたい。邑が地方統治機構の一端として、軍事・經濟など様々な面でその役割を増大させていくことは論者によらず共通の認識であるようだが、その展開について、縣研究・邑研究雙方の成果を活かしつつ跡づけていく必要がある。本稿で敢えて春秋時代の領域支配を再検討しようとする所以である。

資料狀況について附言しておく、戰國から秦漢にかけては、雲夢睡虎地秦簡や各種漢簡をはじめとする豊富な出土資

料によって、地方統治機構のより具體的な様相が解明されつつある一方、春秋時代ではそうしたまとまった出土資料は現在のところ発見されておらず、依然として文獻資料に頼らざるをえない。しかし、文獻に依據した従来の研究は、春秋縣の特殊性追求に偏り、その結果、上述した同時代的問題のみならず、戰國時代への議論の接合をも困難にしているように思われる。そのため、『春秋左氏傳』⁽²⁾が基本資料として再検討の餘地をなお残していると考ええる。

なお、地理比定は主として譚其驤一九八二に據り、必要な場合は諸種の注釋書ないし地理書を参照した。

第一章 縣・邑の別

春秋時代の領域支配を考えるうえで、これまでの中心課題が春秋縣の性質解明であったことは改めて強調するまでもない。ここでは、秦漢郡縣制との差異、春秋縣の獨自性をどこに見出すが問題となってきた。その研究史については既に松井嘉德一九九三の整理があるため、ここではそれを參照しつつ問題點の檢證を行うこととする。

顧頡剛一九三七は、楚秦の縣は君主の直轄地であり、晉齊のそれは臣下の采邑であるとして春秋縣を二分したが、增淵龍夫一九五八はこれを批判し獨自の見解を提示した。「縣」制研究史の方向性を決定づけたその見解を松井氏の整理に従い列舉すれば、(1)春秋縣は直轄地・采邑に區分できるものではなく、兩者の側面を不可分に有しており、世襲が可能であるなど、中央權力との關係においては從來の邑と變わらないということ、(2)縣とは舊來の氏族的秩序を破砕して支配する新しい形式であるということ、そして(3)縣は顯著な軍事的機能を持つことである。以下、それぞれの點について增淵氏以後の研究者の説を紹介しつつ、現時點での問題の所在を探っていきたい。

(1)に關して增淵氏は、縣が必ずしも直轄地とはいえないことの根據として、縣の長官が世襲可能であったことを指摘したが、これに對して平勢隆郎一九八一は、楚では一般に縣管領者の世襲が否定されていたことを論證した。これは增淵氏の事實認識に對して修正を迫るものであったが、世襲の否定という性質が春秋縣の「制度」であったかという点、疑

問が残る。

吉本道雅氏によれば、楚においては特定家系の世族化が早期から抑えられたため、その結果として縣の世襲は不可能であったという。⁽³⁾ すなわち、世襲の否定には中央政權内部での權力のあり方が反映していたのであって、それは縣自體に備わる性質ではなく、むしろ中央での政治状況の結果であったと言うべきである。縣設置によってその邑は世襲が否定される邑に變化するわけではなく、世襲否定の状況は楚縣が直轄地か否かといった議論とは無關係なのである。

一方、晉の場合について、平勢氏によると韓魏趙氏の本邑は世襲される傾向が、それ以外の縣邑については世襲・非世襲の多様な状況があったという。⁽⁴⁾ この状況自體に異論はないが、世襲有無の状況が提示されるのみでその原因が検討されていない點、検討の餘地がある。⁽⁵⁾ そして結論から言えば、世襲否定が縣設置それ自體によって引き起こされると考えられる事例は管見の限り存在しない。

ここで平勢隆郎一九九八、二八三頁「晉國縣・邑管領者の推移」表中の「管領者」とされている人物のうち、世襲が否定されたと氏が指摘する例を抽出し、それぞれについて検討しておく。表中に世襲否定時の状況を簡単に記したが、⁽⁶⁾ そこに見えるのとおり、事情の不明瞭な一部を除き、ほぼ全ての事例で出奔・殺害・一族誅滅に遭っていることが確認できる。すなわち、これら世襲否定の事例では、管領者本人の被殺や後繼者の不在という事情のため世襲できなかったに過ぎない。縣であることが明確な事例でも、僖三十三（前六二七）年に「先茅之縣」が胥臣に賞賜されたとあるが、杜預によれば、先茅の後繼が絶えたためその縣が胥臣に與えられたという。⁽⁷⁾ 後繼者の不在といういわば非常事態のためにその縣は世襲できなかったのだが、逆に言えば、後繼者がいれば世襲可能だった可能性もある。ここでも、縣である故に世襲が不可能であった、というような制度的規制を見出すことはできない。

このように、世襲が絶対であったとまでは言えないものの、晉縣も平時においては基本的に世襲可能であり、世襲の可能性という性質においては他の邑と變わりないのである。この點で、増淵氏の指摘は何ら否定されるものではないことが

表 世襲否定された「管領者」とその状況

管領者	縣・邑	世襲否定時の状況
狐溱	溫	不明。賈季(狐氏)の出奔(文六)が関係か。
卻至(溫季)	溫	成十七年に卻氏族滅。成十七經「晉殺其大夫卻錡・卻犇・卻至。」
賈佗＝賈季(狐射姑)	賈	狄に出奔。文六「十一月丙寅、晉殺續簡伯、賈季奔狄。」
原穀(先穀)	原	族滅。宣十三「冬、晉人討邲之敗與清之師、歸罪於先穀而殺之、盡滅其族。」
彘子(先穀)	彘	同上。
步穀(卻穀)	步	成十六終見。成十七卻氏の滅が関係か。
欒懷子(盈)	曲沃	族滅。襄二十三「晉人克欒盈于曲沃、盡殺欒氏之族黨。」
卻稱	州	僖十に登場。卻氏の滅亡以前の人物。
欒豹	州	欒氏滅亡(欒懷子の欄参照)が関係か。昭三杜注「豹、欒盈族。」
祁盈	祁	族滅。昭二十八「夏六月、晉殺祁盈及楊食我……遂滅祁氏・羊舌氏。」
箕遺	箕	欒盈の黨として誅殺。襄二十一「(范)宣子殺箕遺。」

改めて確認される。結局のところ、春秋縣の世襲の有無は、そこが縣であるか否かとは無関係な外的要因、すなわち折々の政治状況の結果に過ぎなかったのである。

次に(2)について、増淵氏は、縣と邑の違いはその社會構成にあるとして、「春秋時代の縣は、その邑の原住氏族の組織秩序の中核を破砕して、これを支配する形式なのではなからうか」と指摘した。その根拠は、叔夷鐘鐻銘文の萊に屬する「縣」、及び楚の記事であり、そこには君主・太子の殺害や舊民の遷徙といった「中核の破砕」が見えるため、それが春秋縣の劃期的機能とみなされた。

しかしその後、齋藤(安倍)道子一九八四は、楚では縣とされても「氏族秩序の破砕の程度は輕微であった」ことを指摘し、さらに谷口満一九八七は楚縣内部の社會構成の多様性を指摘した。これらにより、楚縣は内部の社會構成においても他の邑と明確に區別されるわけではないことが示された。

増淵氏の論證を振り返ると、氏が縣設置Ⅱ「氏族秩序の破砕」の根拠としたのは、楚と叔夷鐘鐻の事例のみで

あり、晉縣については直接に資料を検討したわけではなく、あくまで他例から類推した性格を與えたにすぎない。すると、楚縣における「氏族秩序の破碎」が否定されたいま、晉縣についても、「氏族秩序の破碎」という指摘はその根拠をほとんど失ったことになる。

ここまで、世襲の有無・氏族秩序の破碎という二つの問題について、それらが縣設置と必ずしも因果關係を持つわけではないことを確認した。残されるのは、(3) 軍事的機能の問題である。縣の軍事的重要性は既に増淵氏も言及してはいたが、特に楚縣におけるそれが楊寬一九八一、齋藤(安倍)道子一九八四などにより論じられた。

しかしながら、確かに縣の軍事は際立っているものの、軍事的課題は諸侯國すべてに共通のものとみるべきであり、軍事的機能の向上は程度の差こそあれ、縣・邑の區別を超越したほとんど普遍的な動向であろう。それならば、縣の軍事的機能についても、縣とされたためにその軍事的機能が際立つ、といった因果關係は想定できないのではないか。少なくとも、縣に限定せず邑全般の軍事的状況と比較したうえでその結論は下されるべきである。この意味で、春秋縣の軍事的機能については検証すべき點が残されている。

ところで、以上のような制度的検討とは別に、李家浩一九八七は西周金文に現れる「還」字が文献上の「縣」字に比定できることを文字學の見地から指摘した。これに觸發されたという松井嘉徳一九九三の主眼は、春秋時代の縣と西周時代の「還」がその機能・性質の面でも類似していることを明らかにする點にあった。

ここで注目したいのは、松井氏が西周「還」と春秋「縣」との連續性を見出した方法論である。氏は従来の研究で提示された春秋縣の機能について整理し、そこに見出された春秋縣の機能と、西周「還」の機能との一致を指摘した。ここでは機能の面から西周「還」と春秋縣との類似性が指摘されたわけだが、このことが示唆するのは、文献上の「縣」という表記が絶対視できないということである。文献上「縣」と表記されるか否かではなく、その縣・邑が領域内で擔った機能や性質そのものに着目することが必要なのではないか。同時に、従来の春秋縣研究に對する疑問が浮上してくる。すなわ

ち、縣・邑という表記上の區別によつて、實際の機能や性質までもが區別されると考えてよいのか、という疑問である。

從來の研究は「縣」という名稱にこだわりすぎた感がある。春秋縣が重視される所以は、もとより秦漢郡縣制の縣との表記上的一致にある。そして、表記上は一致するが、その性質は一致しないという認識のもと、春秋縣の特質の解明が要請されてきた。しかし、問題は、その方法が春秋縣自體の考察のみで縣の性質を探るというものであったことである。

そうした方法上の限定性に加え、春秋縣の定義にも問題がある。これまで春秋縣と定義されてきたものは、明確に「某縣」あるいは「縣某(某を縣とす)」と記されるものが第一である。それに加え、「某縣」と表記されていなくとも、楚では「某公(尹)」、晉では「某大夫」が存在すれば、某は縣であると判斷するのが慣例であつた。しかし、楚において「縣」とされた土地の統治者が「公」と稱せられたことは明らかとはいへ、これを單純に逆轉させ、「某公(尹)」や「某大夫」の存在から某は縣であると判斷し、それを縣の一例として採用するのは危険ではないだろうか。⁽⁹⁾ さらに研究者間でもこの判斷基準に相違が見られる。⁽¹⁰⁾ これらの問題によつて研究對象が曖昧さないしは恣意性を孕み、結局のところ明らかになつたとされる知見はどの範圍で適用できるのか、嚴密を缺くことになる。

いま要請されるのは、「縣」の表記に拘泥せず、邑全般に視野を広げたくうえで、その機能・役割について検討することであろう。⁽¹¹⁾むしろ縣を位置づけるためにも、まずは同時代の邑のあり方が考慮されねばならないのである。ここで縣についての議論はひとまず置き、當時の邑支配をめぐるより普遍的な問題について具體的に論じていくこととしたい。

第二章 邑とその支配權

一 領域と境界

邑支配の具體的な問題を考察する前に、邑によつて形成される領域の様相について確認しておこう。

春秋時代においては、諸侯の居住する都城、すなわち「國」に支配層・兵員が集住し、一國の政治力・軍事力は「國」に集中していた。⁽¹²⁾「國」も邑のひとつであるが、當時の軍編成の主要な部分を「國人」が擔うことから、⁽¹³⁾「國」とは領域内で軍事力が極度に超越した邑であると見なすことができる。

一方「國」外においては、一般に複数の邑が支配下に置かれ、「國」と邑との結合が保たれることによってその國の領域が形成される。そしてその領域の境界は「疆」「竟」と表現される。「疆」は、

夏、齊師と奚に戦うは、疆事なり。是において齊人魯疆を侵し、疆吏來り告ぐ。(桓十七)

といった記事に見えるように、國の領域間の境界を指す。したがって「邊境」の譯語が當たるが、その外部には當然、他國の領域が存在する。「疆」はまた、境界劃定の手續きの意味で用いられることも多く、それが結果的には隣接する國同士の領域の境界となる。個々の境界劃定作業が集積することによって領域の境界が形作られるが、當時の領域は、必ずしも全體をとりかこむ一圓的な廣がりというわけではなく、現實には複数國の邑が交錯する部分も存在する。清代すでに俞正燮が注目しているように、「越國鄙遠」すなわち「飛び地」のごとく遠隔地を據點支配する方式も春秋時代には普通に見られる。⁽¹⁴⁾

「竟」も同じく領域の境界だが、ときにより廣く「邊境」を指すこともある。哀十六(前四七九)年、楚の太子建の息子勝は呉にいたが、子西は諫言を押し切つて勝を呼び戻す。

子西曰く、吾聞く勝や信にして勇なりと。利あらずと爲さず。諸を邊境に舍き、藩を衛らしめんと。……之を召し、呉竟に處らしめ、白公と爲す。(哀十六)

のちの白公勝の亂の張本である。ここでは「邊境」が「呉竟」に言い換えられているが、楚にとつての「邊境」は當然、呉との「竟」ということになる。⁽¹⁵⁾

以上に即して言えば、本稿で問題となる邑とは、「國」外にあり「疆」・「竟」内にあるものということになる。そうし

た邑が「國」のもとに統合されることで領域が形成されるが、當時それは極めて不安定なものであった。當然ながら領域内の邑すべてに一樣な支配権が及んだわけではなく、安定的に支配が及んだ邑もあれば、容易に離反を許してしまうような邑もあった。そうした状況下、邑の支配権はいかに理念され、いかに維持されたか、次に確認しておきたい。

二 邑の支配権

襄公二十六（前五四七）年、衛隨一の有力世族である孫林父は獻公と反目し、孫氏の采邑である戚邑⁽¹⁶⁾ごと晉に歸順する。この行為に對して『左傳』は以下のように評する。

孫林父戚を以て晉に如く。書して戚に入りて以て叛すと曰うは、孫氏を罪するなり。臣の祿、君實に之を有す。義なれば則ち進み、否らざれば則ち身を奉じて退く。祿を専らにして以て周旋するは、戮なり。（襄二十六）

ここで「臣の祿」というのは、孫氏の采邑たる戚を指しているが、その「祿」は「君實に之を有す」ものだと言われている。俸祿として賜與された采邑とはいえ、本來は國君に所有権があるべきとされている。

また、昭七（前五三五）年、かつて晉から鄭の公孫段に與えられていた「州田」が晉に返還されることになった。鄭の子産はこの處理にあたつて、韓宣子に對し、「敢て以て君に聞せず、私かに諸を子に致さん。」と、晉侯を介さずに邑を返還しようとしていたが、一方の韓宣子は、「宣子之を受け、以て晉侯に告ぐ。晉侯以て宣子に與う。」（昭七）と、晉侯に報告したうえ、晉侯からの賜與という形をとっている。邑の所有権移動に際して、國君の存在を尊重し、その承認を得ることが當時規範的だったことが窺われる。無論、こうした説話は、後代の潤色を被っている可能性に注意しなければならぬが、たとえ采邑であろうと國君を無視して私物化してはならない、といった觀念は春秋時代にも存在したと考えてよいだろう。領域内のあらゆる邑の支配権は理念的には國君にあるとされていたと考えられる⁽¹⁷⁾。

しかしそれはあくまで理念に過ぎず、當然ながら現實とは相當の懸隔があった。まず、采邑主の意向に應じて邑ごと他

國に歸順することすら可能であつたことは、本節冒頭に掲げた孫林父の例から窺うことができる。實質的には采邑主がその邑を「私領化」⁽¹⁸⁾しているのである。

そういった状況は、采邑以外の邑——所謂「公邑」——においてすら同様であつた。次章で詳しく検討するが、邑大夫など、邑に赴任して統治に當たる者は、現地で「邑人」⁽²⁰⁾との關係を蓄積してゆき、甚だしくは兩者が結束して叛亂に至ることもあつた。⁽²¹⁾また、公邑においても邑大夫の地位が世襲される場合があつたことは、私領化に拍車をかけるものであつた。⁽²²⁾

邑に對する國君の支配權がさほど實質をもたなかつたことは、邑を賜與する際の意志決定においても窺うことができる。文一八（前六〇九）年、莒の公子僕が紀公を弑殺し魯に亡命した。魯宣公はこれに邑を與えようとするが、季文子は先手を打つて公子僕を追放してしまつた。⁽²³⁾また成七（前五八四）年、楚莊王は子重の進言に従い、申呂の田土を切り取つて賞賜とすることを許すが、申公巫臣の諫言によつて撤回されたという。⁽²⁴⁾

このように、世族等の有力者が國君による邑の自由な賜與、所有者の決定を強く掣肘する場合があつた。その意味で隱公元年の記述は象徴的である。

初め、鄭武公 申に娶り、武姜と曰う。莊公と共叔段を生む。莊公寤生し、姜氏を驚かす。故に名づけて寤生と曰い、遂に之を惡む。共叔段を愛し、之を立てんと欲す。亟ば武公に請うも、公許さず。莊公の即位するに及び、之が爲に制を請う。公曰く、制は嚴邑なり。虢叔焉に死せり。佗邑唯だ命のごとくせんと。京を請い、之に居らしむ。之を

京城大叔と謂う。（隱元）

武姜は共叔段のため莊公に制邑を請うが、莊公は「嚴邑」であることを理由に拒否した。しかし制以外ならば望みどおりの邑を與えるとして、武姜の要求に妥協している。結局、共叔段には京が與えられたが、武姜の私意と莊公の危惧とのあいだで、妥協點として京が選擇されたことになる。ここには、邑に關わる人物間での力關係が邑の所屬を左右した様が端

的に現れている。

以上のように、采邑・公邑を問わず、邑の理念的所有権は國君にあるとはいえ、その歸屬を左右する實権は、采邑主や邑大夫らのもとに容易に移行しえた。すなわち、國君・采邑主・邑大夫などの力關係によって、邑の實質的な支配者は容易に變化しうるものであった。

そういった状況において、邑を「國」のもとに結束させ、領域統合の維持を圖るためには、國君と采邑主、あるいは國君と邑大夫との關係が安定していることが不可欠である。采邑主が世族等有力者である場合、彼らは國君と共に「國」に常居して政治に携わるが、邑大夫は邑現地に居住するため、國君と日常的な關係を取り持たない。そこで、「國」に常居しない邑大夫に對し、「國」の側はどのようにして關係維持を圖ったのか、その手段について見ておきたい。

平時において邑と「國」との結束が確認、維持される機會となったのは、邑大夫による「朝」、國君による「略地」(巡察)である。成二(前五八九)年、衛が齊に敗戦した際、

新築の人仲叔于奚孫桓子を救い、桓子是を以て免る。既にして衛人之を賞するに邑を以てす。辭し、曲縣・繁縷を以て朝せんと請う。之を許す。(成二)

とある。仲叔于奚は杜注によれば「守新築大夫」であり、新築を統治する邑大夫であろう。賜邑の代わりに、「曲縣・繁縷(ともに諸侯並みの禮式)を以て朝」すること、すなわち「朝」時の禮式の格上げが許されたというから、邑大夫が國君に「朝」する際に定式があったことがわかる。邑大夫は平時から一定の間隔で國君に「朝」していたと考えてよいだろう。なお新築の位置について、杜預は不明とするが、王夫之の考證によれば衛と齊との境界附近である。⁽²⁵⁾ こうした邊境の邑だけでなく、あらゆる邑大夫に「朝」が課せられていたと思われる。

また「略地」(巡察)については、

公將に棠に如き魚する者を觀んとす。臧僖伯諫めて曰く……。公曰く、吾れ將に略地せんとす。(隱五)

とある。魯隱公は漁を見に行こうとしたが諫言され、「略地」するつもりなのだと言い譯したという。ここでは言い譯として「略地」を持ち出しているが、實際に國君による巡察が行なわれることがあったからこそ言い譯として成立するのである。⁽²⁷⁾

このように、邑大夫の「朝」、國君の「略地」が一定の恒常性を持って行われることによって「國」と邑との結束の維持ないし回復が圖られていた。⁽²⁸⁾しかし、こうした手段は、移動の必要性ということからして、「國」と邑との物理的距離が障害となる。そのことは、領域の統合を不安定にさせるとともに、邑支配の強度に大きな濃淡を生じさせることになった。さらに、領域内に點在する有力世族の采邑には國君の支配權はほとんど及ばない。従って、邑がその國の支配を離れていくことも珍しくはなかった。次章ではそうした具體的な事件に注目したい。

第三章 「以邑叛」にみる「邑人」支配の問題

一 「以邑叛」と「邑人」

邑支配の困難さは、領域内の大邑に對する爲政者の危惧が『左傳』に散見するところからも窺われる。昭十一（前五三）年、楚靈王が公子棄疾を蔡公に任命するにあたり、「國に大城有るは何如」と申無宇に下問したが、申無宇は、鄭の京・櫟實に曼伯を殺し、宋の蕭・亳實に子游を殺し、齊の渠丘實に無知を殺し、衛の蒲・戚實に獻公を出す。若し是に由りて之を觀れば、則ち國に害あり。末大なれば必ず折れ、尾大なれば掉わず。君の知る所なり。（昭十二）と、具體例を擧げて危惧を示した。關わり方はそれぞれ異なるものの、いずれの例も大邑の存在が「國」の政權を揺るがした事件である。

そうした大邑は、政變などで「國」を落ち延びた離反者の叛亂據點となり、「國」と對立・抗爭することがある。「邑を

以て叛ず（以邑叛）、「邑に入りて以て叛ず（入于邑以叛）」などと記される事件がそれである。⁽²⁹⁾本章では、この「以邑叛」事件に焦點を當てたい。「以邑叛」によつて領域の統合は一時的に破壊されるが、その具體相を検討することで、邑支配における問題の一端を明らかにすることができるだろう。特に注目したいのは、事件の過程において、邑現地の民すなわち「邑人」の動向がしばしば確認できることである。平時におけるその動向は資料に現れにくい、邑支配の問題を考えるうえで被支配集團たる「邑人」の存在は無視できない。本章では「邑人」支配の問題をも併せて考えていきたい。

さて、「以邑叛」事件に言及する従來の研究では、⁽³⁰⁾叛亂者の據點がその舊采邑である、もしくは居住・統治の経験があるなど、叛亂者と據點邑との關係が深い事例が取り上げられてきた。例えば、襄二十三（前五五〇）年、欒盈が亡命先の齊からかつての采邑たる曲沃に潜入し、その後、晉都絳に攻め入るが、その際に「曲沃人」の協力が見られたことは有名である。かつての「主」である欒盈が出奔した後も、「曲沃人」がその忠誠心を變えることなく、一旦欒盈が歸還するや、決死の覺悟で彼を支持したことは、「邑人」とその采邑主との強固な關係を物語るものとして注目されてきた。

この曲沃の事例以外にも、「邑人」と叛亂者との結託は『左傳』に散見する。曲沃の場合ほど顯著ではないため、これまでさほど注目されてこなかったが、そこに「邑人」の動向が窺われることもあるため検討しておく必要がある。

まずは冒頭の申無宇の發言にも登場した欒の事例である。桓十五（前六九七）年、鄭厲公は、專權を振るつた祭仲との對立から蔡に出奔する。代わつて昭公忽が即位していたが、同年秋、厲公は復權を圖る。『左傳』の記述によれば、

秋、鄭伯（厲公）欒人に因りて檀伯を殺し、而して遂に欒に居る。（桓十五）

と、「欒人」の助力を得、欒の邑大夫であつた檀伯を殺害したという。厲公はそのまま欒を據點とし、「國」の昭公・祭仲政權に對抗することとなる。厲公の姻戚であつた宋を中心とした諸侯の外援を受けつつ、厲公は十年以上獨立を維持し、⁽³¹⁾莊十四（前六八〇）年に至りついに「國」に侵攻して復位する。⁽³²⁾

以上が鄭厲公の出奔から復歸までのあらましだが、欒へ入るにあたり「欒人」の協力を得ていることが注目される。欒

はもともと厲公が公子時代に居住していた邑であった。⁽³³⁾その当時、厲公は櫟の統治に当たっていたと思われるが、「櫟人」の協力はその頃に培った関係から得られたものであろう。厲公が櫟で長期の獨立に耐え得たことの背景には、姻戚たる宋の援軍を得られたことや「國」側の政權不安定といつた事情がある。しかしそうした外的要因だけでなく、櫟の内部において叛亂當初から「櫟人」の支持を得られたことが、櫟での長期の獨立を支えた重要な条件であったと考えられる。

次の事例では「邑人」の具體的行動は明確ではないものの、叛亂者と據點邑との關係が明白であり、そこから叛亂者が「邑人」の支持を得られたであろうことを推察できる。すなわち齊における高氏の叛亂であるが、その叛亂は二度に及び、共に盧を據點とする。最初の事例は成十七（前五七四）年、慶克との密通を知られた聲孟子（齊靈公の母）は、高・鮑・國の三氏を靈公に讒言し、以下の事件に至る。

秋七月壬寅、鮑牽を削りて高無咎を逐う。無咎 莒に奔り、高弱 盧を以て叛す。……齊侯 崔杼をして大夫と爲さしめ、慶克をして之を佐けしむ。師を帥いて盧を圍む。國佐 諸侯に従いて鄭を圍めるに、難を以て請いて歸る。遂に盧師に如きて慶克を殺し、穀を以て叛す。齊侯 之と徐闕に盟して之を復す。十二月、盧降る。（成十七）

七月、高無咎は莒に出奔したが、無咎の子高弱は盧に據つて「叛」する。しかし崔杼率いる討伐軍の攻撃を受け、十二月には降伏に至る。なお同時に國佐が穀で「叛」していることについては後に觸れる。

襄二十九（前五四四）年、二度目の叛亂でも高氏は盧に入る。

秋九月、齊公孫董・公孫竈 其の大夫高止を北燕に放つ。乙未、出づ。……高氏の難の爲の故、高豎 盧を以て叛す。

十月庚寅、閭丘嬰 師を帥いて盧を圍む。……十一月乙卯、高豎 盧を致して晉に出奔す。（襄二十九）

公孫董・公孫竈によって高止が追放されたことに對し、その子高豎がやはり盧で「叛」することとなった。閭丘嬰が討伐の師を率いて盧を包圍すると、高豎は高氏の後繼を立てることを條件に、盧を明け渡して晉に出奔した。

盧については、成十七杜注に「盧、高氏邑」とあり、また後代の資料では、盧が高氏の采邑となったのは齊桓公時代の

有力者であった高侯の代のこととされる。⁽³⁵⁾ それ以来、高氏は盧を世襲してきたらしい。これらの事件において、「盧人」の動向は明確ではないが、高氏は代々采邑として密接な関係を築いてきた盧の「邑人」の支持を期待して、盧に據ったものと考えられる。ここでも高氏に與する「盧人」勢力が存在し、「國」との抗争に協力したのと考えてよいだろう。

以上、曲沃以外の事例について検討したが、やはりそこでも、叛亂者が據る邑には、叛亂者を支持する「邑人」ら現地の勢力が存在したことが確認できた。一方で、采邑・統治経験といった関係は無くとも、叛亂者と「邑人」との一時的な利害一致によって「邑人」の協力が期待できたと考えられる事例がある。哀十四（前四八一）年、向魋は宋景公との對立から、曹に入って「叛」した。⁽³⁶⁾ この曹はもと獨立した諸侯國であつたが、この事件以前、景公によって滅ぼされている。⁽³⁷⁾ この事情から、景公への反抗の機運が「曹人」間にあり、向魋の入曹はそれを期待したものと推察される。

さらにこの事件において注目されるのは、叛亂側の向巢が曹から人質を取ろうとしたところ、民の支持を失ってしまったため、向魋は曹からの出奔を餘儀なくされたことである。⁽³⁸⁾ 向魋は、宋景公への反抗の機運を期待して曹に入り、「曹人」の側もそれに應えたと思われるのだが、彼らは一旦向魋側の政策に失望するや、直ちに反旗を翻し、向魋を出奔させるに至っている。「邑人」の動向は叛亂の歸趨に大きく影響するものであつた。

従つて、邑に據つて獨立を維持するためには、その邑内で「邑人」の支持を得ることが最低條件であつたと考えられるが、そうすると、叛亂者と據點邑との間の關係が明らかでない場合でも、少なくとも叛亂據點が維持されている期間、叛亂者は「邑人」と協力關係を築けていたと考えられる。

先述した高侯の叛亂（前掲成十七の記事参照）では、高氏とともに讒言された國佐（國武子）もまた、穀に據つて「叛」していた。國佐は晉率いる伐鄭の連合軍に参加していたが、退陣を願い出、そのまま高侯の據る盧に行く。そこで盧征討に派遣されていた慶克を殺害し、自身は穀に據つた。國佐は齊侯の登場で直ちに歸順するものの、わずかな期間ながら穀を據點となしえたようである。

同じく齊において、襄十九（前五五四）年に夙沙衛が叛亂を起こしている。齊靈公は太子の光を廢嫡して公子牙を立て、靈公の近臣夙沙衛がその少傅となっていた。しかし、崔杼が靈公の病狀悪化に乗じて光を擁立し、靈公死去ののち光（莊公）が即位する。夙沙衛の叛亂はこの世代交代に伴う。

衛 高唐に奔りて以て叛す。……齊慶封 高唐を圍むも克たず。冬十一月、齊侯之を圍む。……師の將に傳せんとするを聞き、高唐人に食せしむ。殖綽・工僕會 夜に縋して師を納れ、衛を軍に醢す。（襄十九）

五月の莊公即位直後に夙沙衛が高唐に入ったとすれば、十一月までの六か月前後、高唐に據っていたことになる。

國氏と穀、また夙沙衛と高唐との間に、事前に特段の關係があつたかどうか明らかではないが、いずれにせよそれぞれの邑は叛亂據點となることを許してしまっている。また、夙沙衛が「高唐人」に食を與えているのは、軍事力として動員するためであつたとも考えられ、叛亂者は「邑人」を自己の勢力として従わせることができていたようである。ここでも「邑人」は叛亂者に支持を與えていたとみてよいだろう。⁽³⁹⁾

以上のように、「以邑叛」事件から「邑人」の動向を窺うことができるが、事後の失策により「邑人」の支持を失ってしまった向魍の例を除き、叛亂者は概ね「邑人」の協力を取り付けていたとみられる。そして、叛亂者にとって「邑人」の支持を得ることは叛亂據點の維持に不可欠だったというのみにとどまらない。すなわち、欒盈が「曲沃之甲」を率いて絳に侵攻したことに示されているように、⁽⁴⁰⁾「邑人」は「國」との抗争のための軍事力をも提供したのである。采邑關係や統治経験があるなど、叛亂者が事前に直接の關係を培っていた邑では、そうした「邑人」のより積極的な支持が叛亂者側に與えられたと考えられる。「邑人」は、「以邑叛」が一旦勃發すれば叛亂側へと容易に轉化しうる流動的な存在であつたと言えるだろう。

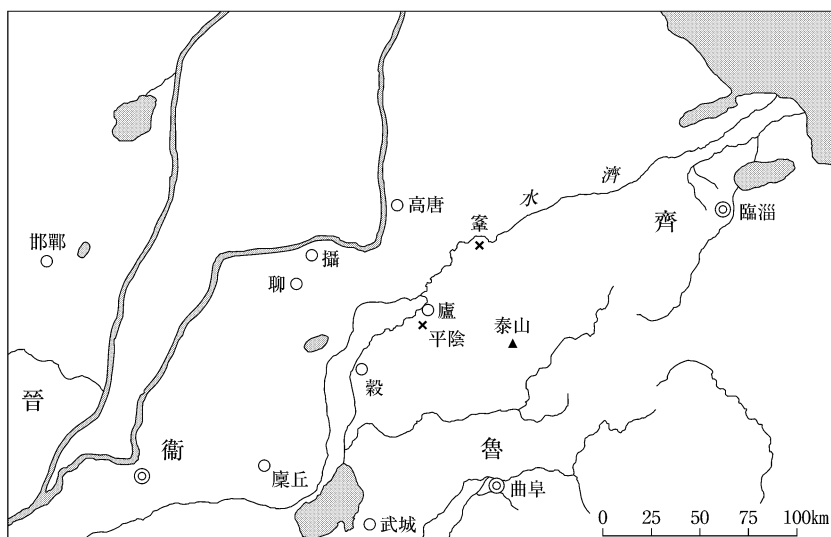
二「竟」の邑

「以邑叛」事件に注目したとき、邑支配における今一つの問題が浮かび上がってくる。それは、領域の邊緣部、すなわち「竟」における邑支配の問題である。先に挙げた「以邑叛」事件のうち、齊におけるそれが全て西方の「竟」に位置する邑で勃発していることが注目される。齊の西「竟」すなわち領域西限は、齊の領域が「西至於濟」（『國語』齊語）、「聊・攝以東」（『左傳』昭二十）などと表現されることからわかる通り、現在の山東省濟南市から東平湖にかけての濟水流域をそう大きく離れない。

實のところ、『左傳』に見える齊西方の邑はこの一帯に集中している。それは、この地域が中原に通じる前線であり、他國との會盟・抗争の舞臺となることが多いという事情による。特に鞏の戰（成二）・平陰の役（襄十八）といった齊晉の大規模な戦役は、同地域で勃発したものである。そして、前節の事例で叛亂者の據點となった穀・盧・高唐といった邑はまさにこの「竟」に位置している。

なかでも穀はこの地域において一際存在感を放つ。先述した國佐の叛亂以外に穀が登場する資料を列挙すれば、

- ① 冬、夫人姜氏 齊侯に穀に會す。（莊七經）
- ② 公 齊侯と穀に遇う。（莊二十三經）
- ③ 春、小穀⁽⁴⁾に城くは、管仲の爲なり。（莊三十二）
- ④ 冬、楚令尹子玉・司馬子西 師を帥いて宋を伐ち、緡を圍む。公 楚師を以て齊を伐ち、穀を取る。……桓公の子雍を穀に冀く。易牙 之を奉じ、以て魯援と爲す。楚申公叔侯 之を戍る。（僖二十六）
- ⑤ 楚子 入りて申に居り、申叔をして穀を去らしむ。（僖二十八）
- ⑥ 齊侯 我が北鄙を伐ち、襄仲 盟を請う。六月、穀に盟す。（文十七）



地図1 齊周邊（小倉芳彦一九八九、譚其驤一九八二を基に作成）

⑦ 冬、公孫歸父 齊侯に穀に會す。（宣十四）

⑧ 夏、晉荀首 齊に如きて女を逆う。故に宣伯 諸を穀に餽す。

（成五）

⑨ （齊）乃ち鄭を救い、留舒に及ぶ。穀を違うこと七里、穀人知らず。（哀二十七）

以上の九例である。穀は魯との會盟地となることが多く（①②⑥⑦）、さらに晉に通じる途上の邑でもあった（⑧）。⑨は、晉の攻撃を受けた鄭の救援要請を受け、齊が進軍する途上で穀の附近を通過したという記事だが、ここからも穀が中原との交通の要所であったことが知られる。また、④⑤は一連の事件である。魯に擁立された齊公子雍は、楚の軍事援助を受けつつ穀を占領し、ここに據って「國」側の孝公と對立することになった。^{（42）}「國」を離れた者が邑に入って「國」と抗争している點、前節の「以邑叛」に似た状況を呈している。この公子雍のいわば「以穀叛」において、穀は「楚申公叔侯戌之」とあるように、楚の軍事制壓下にあった。^{（43）}當然ながら「竟」は他國の侵略を被る最前線でもある。

穀は以上のような地理的重要性を有していたが、高氏が二度の「叛」で據った廬も、穀と同じく濟水沿岸に位置する「竟」の邑であり、その地理的重要性は穀と同様であろう。また、夙沙衛が

叛亂據點とした高唐は、現在の濟南市西北方にあり、濟水からやや離れるものの、やはり西「竟」の要地である。ここには齊の別廟があったとされるが、⁽⁴⁴⁾のちに陳氏に與えられ、これにより「陳氏始大」(昭十)とされるように、陳氏の勢力擴大に寄與することになる有力な邑であった。哀十(前四八五)年には趙鞅率いる晉師の侵略を受け、城郭の破壊を被っている。⁽⁴⁵⁾

穀・廬・高唐以外に、廩丘が注目される。廩丘はさらに西南に突き出した地點、「齊晉宋魯之間」(襄二十六會箋)に位置しており、特に魯との交通ないし軍事上の要所であったことが資料から窺われる。⁽⁴⁶⁾そして襄二十四(前五四九)年、齊の大夫烏餘が⁽⁴⁷⁾この邑に據って離反し、晉に歸順しつつ周邊の齊魯宋の邑を侵略している。⁽⁴⁸⁾さらに時代は降るが、前四〇五年にも田會がここで「叛」し、趙に歸屬している。⁽⁴⁹⁾

このように、齊の西「竟」の邑は、領域最前線かつ中原への交通路という地理的重要性を持ちながらも、叛亂者の據點となり度々の離反を許してしまっている。春秋齊における「以邑叛」據點邑は、ここに掲げた廬・穀・高唐・廩丘に限られるが、それらがみな「竟」に位置することは、遠隔地への支配權浸透、特に「邑人」に對するそれが未熟なものであったことを示唆する。⁽⁵⁰⁾

ただし、「竟」への「以邑叛」集中という傾向には、「邑人」支配權の未浸透といった邑の内的問題だけではなく、他國との直接の接觸が可能であるという「竟」ゆえの外的條件が一方で作用していたとも推察される。「竟」の邑がその地理的條件から他國との直接の接觸に曝されていたことは既に見てきた通りだが、叛亂側からすれば、これらの邑は周邊國の支援を期待しうる點で戰略的に好都合でもあった。それが叛亂者をして「竟」の邑に入らしめる一因となったと思われる。

ともあれ、ここで見た「竟」における「以邑叛」の多發という状況は、「國」の支配層に相應の影響を與えたであろう。前節で確認した如く、「以邑叛」に特徴的なのは、叛亂者が「邑人」を吸収しつつ叛亂を起こすことである。従って「竟」において繰り返された「以邑叛」の勃發は、遠隔地の「邑人」を流動的なまま放置しておくことの危険性を「國」の支配

層に知らしめたに違いない。

さらに、「竟」の「邑人」は、叛亂者への合流によって「國」の支配を離脱していくだけでなく、自身の利害關係に基づいて「國」と對立する場合もあったことを付け加えておきたい。范・中行氏の亂の契機となった定十三（前四九七）年の事件について一考しておこう。

晉趙鞅 邯鄲午に謂いて曰く、我に衛の貢せる五百家を歸れ。吾れ諸を晉陽に舍かんと。午許諾す。歸りて其の父兄に告ぐるに、父兄皆曰く、不可なり。衛是を以て邯鄲の爲にす。而るに諸を晉陽に眞くは、衛を絶つの道なり。齊を侵して之を謀るに如かずと。乃ち之の如くし、而して之を晉陽に歸る。趙孟怒り、午を召して諸を晉陽に囚ふ。

（定十三）

趙鞅は衛から貢された五百家を、邯鄲から晉陽（趙鞅の采邑）に移すよう命じた。邯鄲午は一旦これを了承するが、邯鄲の父兄は、晉陽へ五百家を移すと、それを介した邯鄲と衛との通交が絶たれてしまうと危惧した。そこで、まず齊を攻撃し、その報復を被る危険性を口實として移動させることにすれば衛にも顔が立つであろうと謀り、邯鄲午はその通りにしたのち晉陽に移送した。しかし趙鞅はこの處置に怒り、邯鄲午を晉陽にて捕縛してしまう。なおこの後邯鄲午は趙鞅により殺害されたため、午の係累が邯鄲に據って「叛」することになる。

最初に趙鞅がなぜ五百家を晉陽に移動するよう命じたのか、その理由は『左傳』にも諸注釋にも説明されていない。吉本道雅氏は、この時期晉陽は新規開拓地であったとして、この移動命令から晉陽の人口不足を讀み取っている⁵¹。確かに五百家の移動は結果的に晉陽の人口不足を補うことになったであろうが、この移動の本来の目的が人口充實にあったとするのはためらわれる。趙鞅はそもそも邯鄲の「邑人」と衛との通交を把握しており、衛の侵攻を受けたこのとき、それを絶とうとしたというのが本来の目的であったと考えられる。趙鞅はこの時期一貫して對齊衛戰の推進者の立場にあったため、邯鄲が衛と「衛貢五百家」を介して交流を續けることを嫌ったのであろう。ところが「邯鄲人」とっては、衛との通交

維持こそが現實的に重視すべきものであった。このように、「竟」の「邑人」は中央の政策に關わらない獨立した交流を持つことがあり、そこには「邑人」獨自の志向でいわば自律的に「國」と對立する可能性が潜在していたのである。

第四章 邑の軍事的役割

一 邑の軍事化

「邑人」の流動性、「竟」の不安定は前章で確認した如くであるが、それへの對應は、諸國が直面した極めて現實的な課題であった。遠隔統治手段の制度的整備は各國で進んでいたと考えられ、その説明が要請される。しかし既に述べた如く、従來のように春秋縣を取り上げ、それを固定的、畫一的な地方支配「制度」と見なして検討することには問題がある。そこで本章では、やや迂遠ながら、邑支配強化の契機に着目することでその進展を探ることとしたい。

検討すべきは、邑の軍事化の問題である。邑の軍事化が邑支配強化に寄與するものであったことは、夙に増淵氏が指摘したところである。氏は、春秋縣に關する一連の議論の中で、軍事的要請による縣支配の強化という視點を提示していた。春秋縣は軍事據點としての意義、ないし軍賦の提供源としての意義から「嚴重に支配されなければならなかった」⁽⁵³⁾として、軍事的要請による支配強化が進められたことを指摘した。氏の春秋縣に對する見解がそのまま支持できないことは前述したが、軍事的要請による支配強化という觀點は、他の邑にも敷衍可能な點、傾聽すべきと考える。

増淵氏以後、楊寬一九八一は楚縣の主要な特徴として、それが前線の交戰地帯に置かれたことから、「邊防重鎮的作用」を有したことを指摘し、さらに齋藤（安部）道子一九八四は、楚縣は「軍事基地」「軍事都市」であつて、軍隊の供出が縣の重要な役割であつたとみなした。こうして楚縣の軍事的性がより強調されると、増淵氏が指摘した軍事的要請による支配強化という視點が一層の重要性を帯びてくるように思われる。しかし、従來の研究が専ら縣のみに注目してその軍事的

役割を強調していることは問題である。それについては同時代的な邑の状況を踏まえたうえで評価すべきことを第一章で指摘した。⁽⁵⁴⁾

邑に軍事的役割が課されることは當時ごく一般的であり、例えば春秋經傳に「城某邑」という築城・修築記事が頻見することは、軍事據點の創設や邑の防備充實が普遍的に行われ、諸國が邑をとりまく軍事情勢に對應していたことを窺わせる。『春秋』『左傳』の體裁上、魯の築城記事が特に目立つものの、築城による邑の軍事機能強化は諸國に共通した傾向である。

二 「邑人」の軍事動員

そうした「城」等による物質的な軍事化についてはこれまでも注意されてきた。⁽⁵⁵⁾ 對して本稿で注目したいのは、「邑人」の軍事動員である。第二章で觸れたように、春秋時代の軍編成では、「國」に集住する戰士身分たる「國人」がその主要部分を構成していた。従つて邑からの動員は當初補助的であつたが、前六世紀半ば以降、特に晉・楚において邑からの動員が比較的顯著になり始め、⁽⁵⁶⁾ 檢討に耐えうる事例を提供する。

因みに、前章で言及した「以邑叛」の事例は前六世紀以降に集中している。⁽⁵⁷⁾ 「邑人」が叛亂者に兵員として協力し、軍事力を提供する存在であつたことを想起すれば、この時期に「邑人」の提供しうる軍事力が廣く向上していたことを反映するものとみてよいだろう。⁽⁵⁸⁾ そうした時期的傾向を踏まえたうえ、「某邑之師」などとして現れる邑からの軍事動員について検討していきたい。

まずは最も顯著な活動を見せる楚の申・息から考察していこう。申・息は楚文王年間（前六八九―前六七五）に「縣」とされたと『左傳』では認識されている。⁽⁵⁹⁾ そして「申息之師」の初出は僖二十五（前六三五）年であり、先の時期的傾向に照らしても、邑からの動員事例としては顯著に早い。そもそも申・息ともに春秋初期までは獨立した諸侯國であり、それ

までに舊「國」(申・息)への兵員層の集住がある程度進行していたと考えられる。楚は既存の「國人」層を流用すること
で、「申息之師」と邑名を冠せられるような集團性を持つ部隊を組織することができたのである。⁽⁶⁰⁾兵員たりうる身分層の
人口密度という点で、楚の邑としての申・息は諸他の邑と規模を異にしていることに留意しておく必要がある。⁽⁶¹⁾

「申息之師」の動員事例を以下に列挙する。楚の對中原戦において「申息之師」が活躍したことは有名であり、その動
員事例は楊寛一九八一が既にまとめているが、ここではそれが動員された際の戦地に注目して見ていきたい。

① 商密(都)・秋、秦・晉都を伐つ。楚鬬克・屈禦寇申息之師を以て商密を戍る。秦人析を過ぎ、隈入して與人を係
す。以て商密を圍み、昏にして傳す。(僖二十五)

② 桑隧・晉欒書 鄭を救い、楚師と繞角に遇う。楚師還る。晉師遂に蔡を侵す。楚公子申・公子成申息之師を以て蔡を
救い、諸を桑隧に禦ぐ。(成六)

①は「申息之師」の初出記事である。都はこのとき商密を都城としており、⁽⁶²⁾ここを秦晉が侵略したため、楚から「申息
之師」が救援に向かった。②では蔡の救援に動員され、上蔡南方にあたる桑隧で晉師を防いでいる。

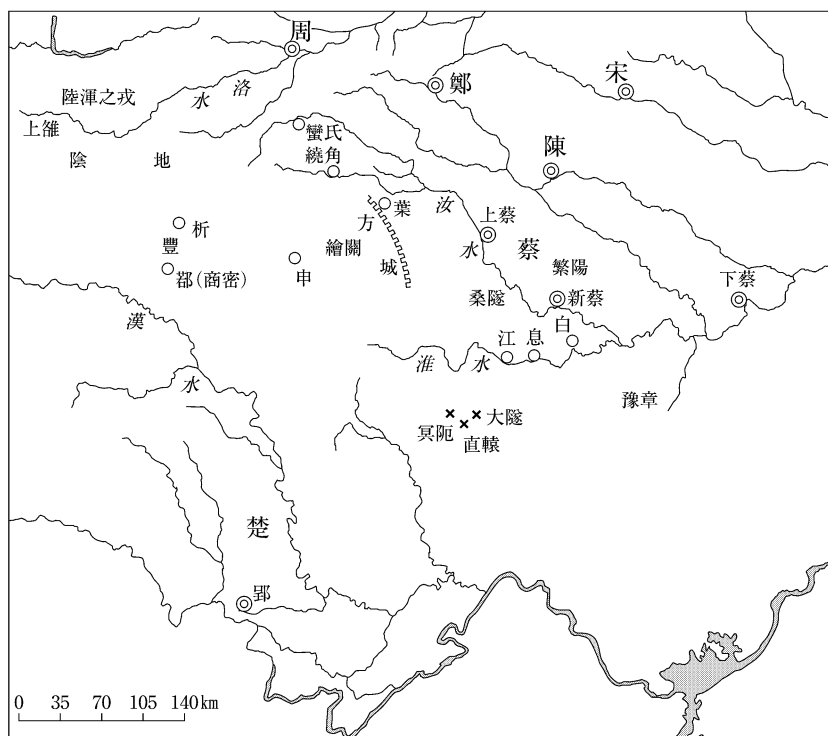
③ 城濮・既に敗る。王之に謂わしめて曰く、大夫若し入らば、其れ申息の老を若何せん。(僖二十八)

楚成王は城濮での敗戦後、令尹子玉に、そのまま歸還したならば「申息之老」にどう面目を立てるのか、と詰問したとい
う。申息の子弟が城濮の戦役に従軍したことを示す。⁽⁶³⁾

この他にも、「申息之師」を統率する立場にあった申公や息公の参戦によって、申・息からの動員を推測できる場合も
ある。

④ 穀・公楚師を以て齊を伐ち、穀を取る。……桓公の子雍を穀に眞く。易牙之を奉じ、以て魯援と爲す。楚申公叔侯
之を戍る。(僖二十六)

⑤ 江・冬、晉江を以ての故に周に告ぐ。王叔桓公・晉陽處父楚を伐ちて以て江を救い、方城に門す。息公子朱に遇い



地圖 2 楚周邊（小倉芳彦一九八九、譚其驤一九八二を基に作成）

て還る。（文三）

⑥ 陳・秋、楚公子朱 東夷より陳を伐つ。（文九）

④は第三章でも取り上げた資料だが、穀に申公が駐屯している。⑤は楚が淮水流域の小國江に出兵した際、息公子朱が參戰したことを伝える。⁶⁴⑥も同じく息公子朱が陳を攻撃したという。

③④のように中原に深く侵攻した事例もあるが、その他は商密・桑陰・江・陳と、いずれも現在の河南・湖北省境附近が戦場となっている。「申息之師」は、確かに中原諸國との戦争に動員されているのだが、ほとんどの事例において申・息の比較的近邊で交戦していることに注目すべきであろう。つまり、申息が即應可能な地が戦場となっているのである。特に申（河南省南陽市）の交通據點としての意義は大きく、東西北方の戦地にいち早く到達できる位置にあった。そうした交通據點上に位置していたことが「申息之師」動員の背景にある。中原に進出す

る際には「國」の師に途上で合流して軍の一翼を擔い、逆に中原諸國の侵略を被る際には戦地へ即應できた。そのことが、「申息之師」の活動をより顯著にさせていると言える。

「申息之師」の活動は前六世紀前半までに集中しているが、「某邑之師」については、のち盛んな領域拡大を行った靈王期（前五四〇～前五二九年）において、吳への侵略の際、「繁揚（陽）之師」が楚王の軍に合流したという事例がある。⁽⁶⁵⁾ 繁陽は河南省新蔡縣北方に位置し、楚の東方戦線における軍事的據點であつた。⁽⁶⁶⁾ これも進軍途上にある邑から動員し、軍を増強したものである。

春秋末期にはより廣域から動員されるようになり、方城外の兵員を總動員することも可能であつたらしい。⁽⁶⁷⁾ ただし、そうした場合もやはり攻撃対象地に近いくことが考慮されている。

方城外からの動員は哀四（前四九二）年にも行われているが、その記事は邑からの動員のあり方を考えるうえで注目値する。

夏、楚人既に夷虎に克ち、乃ち北方を謀る。左司馬販・申公壽餘・葉公諸梁・蔡を負函に致し、方城之外を繪關に致して曰く、吳將に江を汜り郢に入らんとす。將に命に奔らんとすと。一昔の期を爲し、梁と霍とを襲う。單浮餘・蠻氏を圍み、蠻氏潰ゆ。蠻子赤・晉の陰地に奔る。司馬・析と狄戎とを起こし、以て上雒に臨む。（哀四）

攻撃対象となつた蠻氏は、河南省臨汝縣附近に比定される。左司馬販・申公壽餘・葉公諸梁という將帥の構成より、左司馬の率いる「國」の師に、申公・葉公がそれぞれ申・葉の師を率いて合流したという編成がまず推定できる。さらに蔡（新蔡）や方城外からも徵發してこれに増員している。蠻氏が潰走して晉の「陰地」に逃げ込んだのに對し、左司馬販は豊・析・狄戎から徵發し、上雒に臨んだ。豊・析（いずれも河南省淅川縣附近）は晉秦と楚を結ぶ交通路上の邑であり、このとき楚はここを通過して關中に向かった。蠻氏侵略におけるこの一連の徵發事例からは、「國」の師に加えて、戦地に至るまでの途上の邑で隨時徵發を行い、軍隊が増員されていく様を見て取ることができる。このように、邑から動員する

場合、基本的には戦地までの途上もしくは戦地附近の邑から徴發して補強するという方法が採られていた。

楚は領域の廣大さを反映して邑からの動員が比較的顯著だが、晉においても「某邑之師」がしばしば活動をみせる。

齊侯 遂に晉を伐ち、朝歌を取る。……乃ち還る。趙勝 東陽之師を帥いて以て之を追ひ、晏釐を獲。(襄二十三)

對齊戰に「東陽之師」が用いられている。「東陽」は太行山脈東方を指し、趙勝の采邑である邯鄲等が含まれる。⁽⁶⁹⁾これらの邑から動員された「東陽之師」が齊師の歸還を追撃している。齊師は歸路も東陽を通過したと考えられ、その追撃のためには「東陽之師」が對應に適していたのである。また、晉における「某邑之師」は以下にも見える。

冬十月丁巳、晉籍談・荀躒 九州之戎と焦・瑕・溫・原之師を帥いて以て王を王城に納る。(昭二十二)

王子朝の亂に晉が王側として介入したときのことだが、九州(陸渾)之戎および焦瑕溫原の四邑から構成される鎮壓部隊を送ったという。また昭二十四にも晉は「溫人」を王側に援軍として提供している。⁽⁷⁰⁾いずれもやはり王城附近の大邑からの動員である。

魯では「邑人」が動員された事例が確認できる。「某邑之師」という表現と比べてより小規模な部隊であるかと推測されるが、同じく邑からの動員である。すなわち、哀十一(前四八四)年、齊との交戦にあたり、冉有が「武城人」三百人の部隊を組織したという。⁽⁷¹⁾武城(山東省嘉祥縣)は、襄十九(前五五四)年に齊に備えて「城」されており、⁽⁷²⁾國防・軍隊供出といった役割を擔う西「竟」の軍事據點であったことがわかる。

邑からの動員のあり方を總括しておこう。他國への侵略時には「國」の師を補強するかたちで戦地近邊あるいは途上の邑から動員し、また侵略を受けて即刻對應が必要な場合は被侵略地附近の邑から動員している。邑からの動員は、こうした地理的限定性を有していた。このことは、兵員供出の可能な邑が當時なお限られた存在だったことを示すと同時に、徵發手段の未成熟をも示唆する。當時、領域内といえども邑から自在に動員を行うことは困難であったと考えられる。

しかし、こうした動員が領域支配の進展において持ちえた機能は無視しがたい。戦時における邑からの動員は、軍事に

關わる問題だけに強力に實行される必要がある。そして、それが「國」の師の移動をもって、その軍事力を背景に行われる場合、邑からの動員は一面で「邑人」を統制するための有効な手段として機能しえたであろう。「竟」の邑支配がとりわけ不安定であったことは前章で見た通りだが、そうした邑が進軍途上となった場合、「國」の師が直接到來してようやく、より強制力ある動員が可能となったと考えられる。戦時という偶発的な機會に限るが、「國」の軍事力そのものが移動することによって、領域内の邑そして「邑人」をいわば「制壓」し、より強力な規制、支配を及ぼすことが可能となったのである。

こうして邑からの軍事動員は邑支配の不安定を修正する契機となっていた。邑からの動員は、前章までに見た「國」と邑との物理的距離、「邑人」の支配不安定といった課題を克服するための當時おそらく最も有効な機會となった。ここに、當時の領域支配の展開において邑からの動員が有した意義を見出すことができるであろう。

おわりに

最後に、軍事的役割の検討が課題として残されていた縣の問題に再び立ち返って論じておきたい。

楚縣の代表格のようにもみなされてきた申・息からの「申息之師」の動員は、當時の一般的な軍編成のあり方を逸脱したものではなかった。ただ、邑からの動員としては他に比して早期から見えることから、その先驅と評價することはできる。楚縣について追求する立場であれば、そうした軍事性は當然重視されてしかるべきであろう。

しかし、軍事據点ないし軍隊供出地といった、これまで縣の特権であるかのように強調されてきた性質を相対化して見なければならぬことは、ここまでの検討から明らかであろう。同様の役割を擔う邑は縣以外にも存在していた。例えば、魯の武城は魯にとって西「竟」防衛の據点であり、「城」によって防衛力の強化が圖られ、かつ一部隊を構成する軍隊を供出することもある邑であった。これらは従来専ら楚縣の軍事的側面として強調されてきた要素と變わりない。無論規模

の差はあるに違いないが、同様の軍事的役割を課せられた邑が他の地でも出現していたことに注意しておかねばならない。そうした邑においても、軍事的要請に基づく支配強化の契機は存在していたのであり、それは縣であるか否かとはい本質的に無関係なのである。春秋時代、縣において優先的に支配強化がなされたなどと捉えるべきではなく、見るべきはむしろ縣と邑の推移上の同質性であろう。

しかし、「縣」と表記される單位は資料上確かに存在する。それならば、「縣」をいかに理解すべきか、問題はここに回歸せざるをえない。本来ならば、春秋縣を他の邑と區別されるものとして性格付けるためには、ある邑が縣とされた時點での變化を検討する必要がある。しかし、『左傳』において縣とされた時點が確認できる記事は實のところ極めて少ない。原文のまま掲げると、

冬、楚子……遂入陳、殺夏徵舒、轅諸栗門、因縣陳。(宣十二)

楚王奉孫吳以討於陳曰、將定而國。陳人聽命、而遂縣之。(昭十二)

秋、晉韓宣子卒、魏獻子爲政。分祁氏之田以爲七縣、分羊舌氏之田以爲三縣。(昭二十八)

彭仲爽、申俘也。文王以爲令尹、實縣申息。(哀十七追述)

以上、楚晉あわせて四例に過ぎない。晉では「爲縣」とあるものの、その對象が以前から縣だったのか、そこで初めて縣とされたのか明らかでなく、その變化は知りたい。一方の楚では、他國を滅ぼして自國の所屬とすることに對して「縣とす」という動詞が用いられている。

興味深いことに、『左傳』において、晉では原縣・州縣など行政單位を表すであろう「地名＋縣」の用例が存在する一方、楚では「縣とす」の對象となったことが明確な陳・申・息でさえ、陳縣・申縣・息縣といった表現は存在しない。すると、楚における動詞「縣」は、その對象邑をそのまま「某縣」なる行政單位へと編成することを意味したかどうか、實のところ疑わしい。⁽⁷³⁾

ともあれ、楚の「縣とす」は、他「國」を新たに自國の邑として領域内に編入することを意味した。本稿の考察を踏まえれば、楚において「縣とす」それ自體は領域擴大以上の意味を持たない。ただ、その対象は必然的に楚の新たな最前線となり、それゆえ、軍事性やそれに伴う支配強化が課せられ、軍事的要素が資料上顯著となるのである。これまで指摘されてきた「楚縣」の軍事性は、齊一な制度的規制ではなく、その地理的條件から必然的に要請されたものであった。

ここで思い返したいのは、「縣」がもともと「鄙」と同じ意味を持っていたことである。⁽⁷⁴⁾『左傳』においては「縣鄙」の用例が散見するが、それは國都から離れた「邊鄙」の地に位置する當國の屬邑を指す。領域の境界あるいは邊境を示す「竟」に對して、「縣鄙」は人々の居住地域をより意識した表現と思われるが、國都外の遠隔地という意味では共通している。そして言うまでもなく、「竟」が全ての國に存在していたのと同様、「縣鄙」も各國の領域において共通した要素である。齊では、昭二十「縣鄙之人、入從其政」とあり、「縣鄙」の地の人々を勞役に服させることが苛政の一例として言及されている。また、魯では「縣人」が「深山窮谷」から切り出した氷の搬送にあたるとい⁽⁷⁵⁾うが、この「縣人」は「縣鄙」のことに關わる地方官の類であろう。このように、「縣鄙」としての「縣」は諸國に共通して存在する。それらは何ら特殊な行政單位を示すわけではなく、そもそもはどの國にも普通に存在する「縣鄙の邑」を指して「縣」と呼んでいるに過ぎない。楚の「縣とす」もこれと同様であり、従ってそれを「(特殊な)縣を設置した」とまで評價する必要はなく、「楚の縣鄙(＝屬邑)とした」という意味にとどまるものと考えるべきであろう。

一方の晉では、絳縣(襄三十)・州縣(昭三)・原縣(昭七)など、一定の地理的範圍を縣と稱していたことが明らかである。ただし繰り返し述べてきたように、これらを一律に邑から制度的に區別された行政單位であつたとみなすことはできない。これらには當初から有意の差が與えられたわけではなく、晉における「縣」とは單に邑の呼稱のヴァリエーションの一つに過ぎなかったのではないか。「州縣、欒豹之邑也」(昭三)のように、縣と邑は言い換え可能であつた。

しかし、單なる邑からより特殊化された「縣」が出現し、それが次代へと展開していくこともまた動かしがたい事實で

あろう。注目されるのは、昭五（前五三七）年の「因其十家九縣、長穀九百、其餘四十縣、遺守四千」なる記事である。

「長穀九百」「遺守四千」はともに兵車の乗数であり、九縣・四十縣から一縣ごとに百乗の兵車が供出されるという。この晉「縣」は、軍事化の著しく進んだ邑であつたとみなすべきであろう。一縣百乗という一律の動員数からは、制度化した軍事編成が示唆される。さらに、四十九縣という数からいって、これらの縣全てが「竟」に位置するものとは考えがたく、内地、それもおそらく領域内のかなり廣範な地域に及ぶ制度であつたと推察される。すなわち、晉はこの時期、直接外壓に曝される地ではない内地の邑にまで軍事的役割をいわば自覺的に付與しており、そしてそうした邑が「縣」と呼ばれているのである。ここに、邑一般から特殊化された「縣」の「制度」を窺うことができるだろう。軍事性において邑一般とは規模を異にする「縣」が、この時期の晉においておそらくは廣範に普及していたことが注目されるのである。

「軍事行政的見地から新たに組織化され」た春秋縣は、「戰國以降の郡縣制の先驅を思わしめるものがある」といわれる⁽⁷⁶⁾。しかしながら、春秋戰國を通じたこの「縣」制の展開について、連續性をもって論じる試みはなお不十分である。春秋縣がいかなる點で「戰國以降の郡縣制の先驅」たりうるのか、そしてそれはどのような連續性のもとに展開していくのか。ここに見た晉縣の記事はこの問題を解明する鍵となると思われる。稿を改めて論じることとしたい。

参考文献

【和文】

- 宇都木章一九九五「『春秋』にみえる魯の「邑」に城く」ことについて」五井直弘編『中國の古代都市』汲古書院
- 小倉芳彦一九八九「春秋左氏傳（下）」岩波書店
- 貝塚茂樹一九三二「春秋時代に於ける叛と奔との意義」『史林』第十七卷第二號、貝塚茂樹一九七七所收
- 一九七七『貝塚茂樹著作集 二』中央公論社
- 小林伸二一九九二「春秋時代の侵伐について」『大正大學大學院研究論集』十六
- 二〇〇一「春秋時代の「取」邑について——鄙邑の存立形態——」『國土館史學』九

齋藤(安倍) 道子一九八四「春秋楚國の申縣・陳縣・蔡縣をめぐる」『東海大學紀要 文學部』第四一輯

——一九八六「春秋後期の楚の「公」について——戰國封君出現へ向けての一試論——」『東洋史研究』第四十五卷第三二號

——二〇〇一「春秋時代の境界空間と秩序——「國」の空間構造——」『東海史學』三五

谷口滿一九八七「春秋楚縣試論——新縣邑の創設およびその行方——」『人文論及』(北海道教育大學) 四七

平勢隆郎一九八一「楚王と縣君」『史學雜誌』第九十編第二號、平勢隆郎一九九八所收

——一九八二「春秋晉國世族とその管領邑」『鳥取大學教育學部研究報告』(人文・社會科學) 第三十三卷、平勢隆郎一九九八所收

——一九八三「春秋晉國世族とその管領邑…續」『鳥取大學教育學部研究報告』(人文・社會科學) 第三十四卷、平勢隆郎一九九八所

收

——一九九八「左傳の史料批判的研究」汲古書院

藤田勝久一九九九「包山楚簡よりみた戰國楚の縣と封邑」『中國出土資料研究』三、藤田勝久二〇〇六所收

——二〇〇六「中國古代國家と郡縣社會」汲古書院

增淵龍夫一九五八「先秦時代の封建と郡縣」『橋大學研究年報』『經濟學研究』Ⅱ、增淵龍夫一九六〇、同一一九九六所收

——一九六〇「中國古代の社會と國家——秦漢帝國成立過程の社會史的研究」弘文堂

——一九九六「新版 中國古代の社會と國家」岩波書店

——一九七〇「春秋戰國時代の社會と國家」『岩波講座世界歷史』四、岩波書店

松井嘉德一九九三「『縣』制適及に關する議論及びその關連問題」『泉屋博古館紀要』第九卷、松井嘉德二〇〇二所收

——二〇〇二「周代國制の研究」汲古書院

松本光雄一九五二「中國古代の邑と民・人との關係」『山梨大學學藝學部研究報告』三

——一九五三「中國古代社會に於ける分邑と宗と賦について」『山梨大學學藝學部研究報告』四

吉本道雅二〇〇五「中國先秦史の研究」京都大學學術出版會

【中文】

陳偉一九九六『包山楚簡初探』武漢大學出版社

程發軔一九六七『春秋左氏傳地名圖考』廣文書局

顧頡剛一九三七「春秋時代的縣」『禹貢』半月刊第七卷第六七合期

郝士宏二〇〇六「『賈』應讀爲縣」『文物』二〇〇六年第十一期

湖北省荆沙鐵路考古隊一九九一『包山楚簡』文物出版社

李家浩一九八七『先秦文字中的“縣”』《文史》二八、李家浩二〇〇二收錄

——二〇〇二『著名中年語言學家自選集 李家浩卷』安徽教育出版社

羅運環二〇〇五『釋包山楚簡歲啟宣三字及相關制度』《簡帛研究》二〇〇二・二〇〇三『廣西師範大學出版社

朴樺柱二〇〇五『戰國楚的地方統治體制——關於“縣邑”支配體制“的試論之一部分”』《簡帛研究》二〇〇二・二〇〇三『廣西師

範大學出版社

史念海一九六三『春秋時代的交通道路』《河山集》生活・讀書・新知三聯書店

譚其驥一九八二『中國歷史地圖集 第一冊』地圖出版社

楊伯峻一九八一『春秋左傳注（修訂本）』中華書局

楊寬一九八一『春秋時代楚國縣制的性質問題』《中國史研究》一九八一年第四期、楊寬二〇〇三所收

——一九八二『戰國秦漢的監察和視察地方制度』《社會科學戰線》一九八二年第二期、楊寬二〇〇三所收

——二〇〇三『楊寬古史論文選集』上海人民出版社

趙平安二〇〇三『戰國文字中的“宛”及其相關問題研究——以與縣有關的資料爲中心』張光裕主編『第四屆國際中國古文字學研討會

論文集——新世紀的古文字學與經典詮釋』香港中文大學中國語言及文學系

周曉陸・路東之二〇〇五『新蔡故城戰國封泥的初步考察』《文物》二〇〇五年第一期

註

(1) 以下、諸侯の居住する邑は「國」と記し、また「國」以外の邑は單に邑と記す。松本光雄一九五二參照。

(2) 『左傳』が出典の場合、「隱五」「襄元」などと示し、『春秋』經文の場合「僖二十八經」のように記す。必要な場合は西曆を附す。「杜注」「疏」はそれぞれ『左傳』該當部分の杜預注・孔穎達正義を指し、「楊注」は楊伯峻一九八一の該當部分を、「會箋」は竹添進一郎『左氏會箋』の該當部分をそれぞれ指すものとする。

(3) 吉本道雅二〇〇五、第二部下篇第二章注(53)「縣の世襲支配の否定とは、若敖氏の亂以降の世族不在なる一般的情況の結果」だという。

(4) 平勢隆郎一九九八、二六六頁に「以下の検討では、「邑管領者」として論をすすめる」とあるように、氏は縣と確認できないものも検討対象に含み、縣・邑を嚴密には區別しない。

(5) 平勢氏は世襲否定の原因については考察していないもの

の、それを縣・邑に内在する性質とみなすことは避けているようである。また平勢隆郎一九九八、第二章第一節注(36)では「縣とされることが必ずしも邑の性格變化を意味するものではない」とし、「嚴密な意味で縣であるかどうかは詮索しない」として、「縣」の性格追求は避けている。

- (6) 平勢氏の表では、「記號を附されたものが「世襲否定が確認される」事例とされるが、實情はそれより多いと思われる。ここではひとまず」記號のあるもののみ検証したが、それ以外の事例においても、縣の設置と世襲否定が因果關係を持つであろう事例は確認できない。

- (7) 僖三十三(晉襄公)以再命命先茅之縣賞胥臣、杜注「先茅絶後、故取其縣以賞胥臣。」

- (8) 增淵龍夫一九九六、四六九頁。

- (9) 齋藤(安倍)道子一九八六は、「某公」をおしなべて縣の「管領者」として扱うことに疑問を呈した。氏は「公」をすべて「縣公」として扱うのは適當ではなく、直轄的な「官邑公」と私領的な「封邑公」とに區別できるとする。松井氏はこれについて「増淵氏が斥けた顧頡剛一九三七の二・三論が春秋楚縣研究の場において再び主張されたことを意味している」(松井嘉徳二〇〇二、二六五頁)と位置づける。確かに齋藤氏は、楚縣と明白なものであれば公(王)邑であり直轄支配を被ったと認識している(この點はなお検討の餘地がある)。しかし嚴密に言えば、齋藤氏は顧頡剛の如く縣を公邑・采邑に二分したのではなく、あ

くまで「公を冠する邑」を二分したのであり、一律に「公の存在＝縣」とするそれまでの見方に疑義を提示することが本旨であった。「某公」即「縣公」とは限らないという指摘自体は意義深い。

- (10) 平勢隆郎一九九八は「公」「尹」「君」を冠する者を縣管領者とするのに對し、楊寬一九八一は「君」は封君であるとして縣管領者と認めない。

- (11) ここで「邑全般」と言っているが、實際の検討對象は『左傳』中の邑であり、その限りでの偏りは當然存在するものと留意しておきたい。

- (12) 吉本道雅二〇〇五、第二部中篇第一章參照。

- (13) 「國人」の軍事的役割については、吉本道雅二〇〇五、第二部中篇第二章參照。

- (14) 兪正燮『癸巳類稿』卷三「越國鄙遠義」。

- (15) 齋藤(安倍)道子二〇〇一は、「竟」は「國」の範圍であるとし、「國」の城壁外二〇～二五km未満に廣がるものとしている。確かに領域内部に「國」の範圍が存在することとは認めてよいが、「竟」字がその範圍を示すものとは考えがたい。例えば、昭四「楚子欲遷許於賴、使鬬韋龜與公子棄疾城之而還。申無宇曰、楚禍之首將在此矣。召諸侯而來、伐國而克、城竟莫校……」とあるが、この「竟」が賴を指していることは明らかである。賴までが「國」と意識されたとは考えがたいし、「竟」とされる賴から楚都郢までの距離は齋藤氏の言う二〇～二五kmを遙かに越えている。また本文中に紹介したように、領域の境界や「邊境」を指

す「竟」の用例がある一方、「竟」が「國」の範圍を表すと明言できる例は見當たらぬ。

- (16) 文元杜注「(孫) 昭子、衛大夫、食戚邑」、成七杜注「戚、林父邑」とある。後代の注釋に據つて「采邑」としてよい

か注意を要するが、一般に注釋に「某の邑」などとあれば、采邑であると認識されている。本稿も以下同じく判斷する。

- (17) 既に増淵氏が「采邑とはいっても、最高の歸屬權は公に歸する公の邑であつた」としている(増淵龍夫一九九六、四七八頁)。

- (18) 「私領化」と言っているが、ここでは邑の現實の歸屬權を問題にしているのみで、法制的・經濟的な含意は無く、「邑の歸屬を決定する實權を持つようになる」といった程度の意味で用いている。

- (19) 邑現地の統治者について附言しておく。采邑主は通常、現地に赴任せず「國」で政權に参加するため、邑宰などが派遣されて統治にあたる。しかし、從來の研究で邑の「管領者」と稱されるものは漠然と「邑の長」を意味し、しばしば現地に赴任しない采邑主までも含む場合がある。そのため、「國」對邑といった構圖で地方支配を問題とする際には混亂を招く恐れがある。従つて本稿では邑現地において統治に當たる者を「管領者」等と一括せず、それぞれの資料に即した名稱(邑大夫・宰・公・尹)で呼ぶことを原則とする。なお注疏上の定義的説明では、「卿大夫采邑之長則謂之宰、公邑之長則曰大夫」(莊十二疏)とされる。これによると公邑で統治に當たる者は「某邑大夫」である。

- (20) 『左傳』は邑現地に居住する人々を「邑人」と一括して呼ぶ。邑大夫や邑宰をはじめ、様々な階層が含まれていると考えられるが、本稿で問題とするのは兵員となりうる身分以上の「邑人」である。

- (21) 鄭厲公は公子時代に櫟の統治にあたっていたが、「櫟人」と結束して政權を奪取するに至つた。本稿第三章參照。

- (22) 例えば楚の申公巫臣は晉に出奔したのち、「晉人使爲邢大夫」(成二)と、邢の「邑大夫」に任命されたが、その子のはちに「邢侯」(昭十四杜注「邢侯、楚申公巫臣之子也」)と呼ばれ、「邢大夫」の地位が世襲されたと思しい。

- (23) 文十八「莒紀公生天子僕、又生季佗。愛季佗而黜僕、且多行禮於國。僕因國人以弑紀公、以其寶玉來奔、納諸宣公。公命與之邑曰、今日必授。季文子使司寇出諸竟曰、今日必達……。」

- (24) 成七「楚圍宋之役、師還、子重請取於申呂以爲賞田、王許之。申公巫臣曰、不可。……王乃止。」

- (25) 『春秋釋例』(孫星衍輯本) 卷五・土地名第四十四之一「新築、闕。」

- (26) 『春秋釋疏』卷下「太康地記、樂陵國有新築縣。樂陵地在今山東武定州、齊衛交界之境。衛侵齊而齊迎之與戰也。」なお、江永『春秋地理考實』「史記、趙成侯及魏惠王遇于葛築。或云即新築也。今大名府魏縣南二十里有新築城」との説もある。兩者の比定する位置に疑問がないではないが、衛の侵略を齊が迎撃したという状況から、王夫之の「齊衛交界之境」という知見には従つてよいだろう。

- (27) 「荀吳略東陽」(昭二十二)のように、國君以外が「略地」を行うこともある。
- (28) 西周時代における巡察については松井嘉徳二〇〇二、第一部第一章参照。また戰國時代には國君・相國らによる「行縣」などの巡察事例が確認できる。楊寬一九八二参照。
- (29) 『春秋』『左傳』に見える「叛」字は、ただちに軍事抗争を意味するわけではない。そのことは夙に貝塚茂樹一九三三の指摘がある。それによると、「叛」の原義は単に一國から分離することに過ぎなかったという。本稿でも、『左傳』にそうした用例が残されていることに留意しつつ「以邑叛」を論じる。ただし、單なる分離であっても、邑が「國」の支配から脱する事件であることには變わりなく、そのため「叛」の事態が生じれば「國」から征討軍が派遣され、對して首謀者が抵抗して軍事抗争となることが多い。その場合、「叛」の字義自体はどうあれ、事件全體を「叛亂」と呼んで差し支えないだろう。
- (30) 貝塚茂樹一九三三、増淵龍夫一九七〇など。
- (31) 魯宋衛陳の伐鄭(桓十五)、宋衛陳蔡の伐鄭(桓十二)。
- (32) また『史記』鄭世家「宋頗豫厲公兵、自守於櫟。」
- (33) 莊十四「鄭厲公自櫟侵鄭、及大陵、獲傅瑕。傅瑕曰、苟舍我、吾請納君。與之盟而赦之。六月甲子、傅瑕殺鄭子及其二子、而納厲公。」
- (34) 昭十一「鄭莊公城櫟、而厲子元(厲公)焉、使昭公不立。」
- (35) 高渠彌の昭公弑殺(桓十七)、齊襄公による子臺・高渠彌殺害(桓十八)。
- (36) 『新唐書』卷七十一下・宰相世系表「桓公命僕以王父字爲氏、食采於盧、諡曰敬仲。」
- (37) 哀十四「向魋遂入于曹以叛。」
- (38) 哀八「春、宋公伐曹、將還、褚師子肥殿。曹人詬之、不行、師待之、公聞之怒、命反之、遂滅曹。執曹伯及司城瑤以歸、殺之。」
- (39) 哀十四「六月、使左師巢伐之、欲質大夫以入焉。不能、亦入于曹取質。魋曰、不可。既不能事君、又得罪于民、將若之何。乃舍之。民遂叛之、向魋奔衛。」
- (40) また莊十八「初、楚武王克權、使鬬縉尹之。以叛、圍而殺之、遷權於那處」とある鬬縉の「以邑叛」では、その鎮壓後に權が遷徙されている。權の「邑人」を遷徙したものと考えられ、「邑人」が叛亂者に協力した制裁であろう。
- (41) 襄二十三「四月、欒盈帥曲沃之甲、因魏獻子以晝入絳。」
- (42) 楊注に從い、小穀と穀は同一と考える。なおこの部分はのち昭十一「齊桓公城穀而寅管仲焉」と追述される。
- (43) 杜注「雍本與孝公爭立、故使居穀以偏齊。」
- (44) 小林伸二二〇〇一は、穀が二度までも反「國」勢力の據点となったことについて、穀の地理的環境・政治的環境の重要性からその軍事化が要請されたと推測したうえ、「そこに、穀邑の軍事力を背景とした自立化が達成され、反國邑體制を堅持し得る機能的力量を完備するに至ったといえよう」と述べる。穀は確かに中原との通交のため重要な地理的環境にあり、軍事的要地でもあったが、ここでは「自立化が達成され」たことを示すような「穀人」等現地の勢

力は確認できず、公子雍勢力が頼ったのはむしろ楚軍の駐留であろう。穀の「邑人」が事前より「國」から自立し離反する志向を持っていたとの推測も可能かもしれないが、ここでは「邑人」の動向が直接にも間接にも確認できないため、まずは楚軍の駐留という資料を積極的に評價したい。

(44) 襄二十五「祝佗父祭於高唐」、杜注「高唐有齊別廟也。」

(45) 哀十「夏、趙鞅帥師伐齊。……於是乎取犁及轅、毀高唐之郭、侵及賴而還。」

(46) 定八「公侵齊、攻廩丘之郭」、哀二十「春、齊人來徵會。夏、會于廩丘」、哀二十四「魯、臧石帥師會之（晉）、取廩丘。」

(47) 襄二十六疏「蓋齊人往前取得衛邑、以賜烏餘」とあり、齊は衛から廩丘を得て烏餘に賜與したという。疏は廩丘の位置からそう推測したのであろうが、廩丘がかつて衛に属したことを明示する記述は『左傳』には見えない。

(48) 『左傳』襄二十六「齊人城郕之歲（襄二十四）、其夏、齊烏餘以廩丘奔晉、襲羊角取之、遂襲我高魚、……克而取之、又取邑于宋。」

(49) 『史記』田敬仲完世家「宣公五十一年卒、田會自廩丘反」、同『索隱』所引『紀年』「宣公五十一年、公孫會以廩丘叛於趙。」

(50) ここに挙げた「以邑叛」據點邑のうちには采邑が含まれていることに注意しておかねばならない。廬は高氏の、廩丘はやや不明瞭ながらも烏餘の、それぞれ采邑であったと傳わる。采邑には國君の支配権がほとんど及ばなかったこ

とは既に觸れたが、平時においては臣下の采邑に對して支配權を浸透させることなど、そもそも關心の埒外であつたと言ふべきかもしれない。しかし「竟」での「以邑叛」が繰り返したことは、本文に述べたように、それへの對應を「國」支配層に促したことは變わりないだろう。

(51) 吉本道雅二〇〇五、四四三頁。

(52) 「衛貢五百家」はそもそも定十年の趙鞅の衛包圍のときに貢されたものとされる（定十三杜注「十年、趙鞅圍衛、衛人懼、貢五百家。鞅置之邯鄲」）。趙鞅は五百家を衛から貢納された時點で、自己の采邑である晉陽に移動していてもおかしくはない。それをひとまず邯鄲に置き、その三年後の定十三年によく移動を命じたのは、同年春に衛が齊と共に晉へ侵攻したこと（定十三「春、齊侯・衛侯次于垂葭、實郕氏。使師伐晉」）に對應したものと考えるのが妥當であろう。

(53) 增淵龍夫一九九六、四七〇頁。

(54) 本章の考察は縣の新たな評價にも關わるが、嚴密を圖るため、資料上明確な場合のみ「縣」として扱う。第一章で述べたような問題があるため、「公」「尹」等の稱謂からの規定はひとまず避ける。

(55) 宇都木章一九九五は魯の築城記事とそれをめぐる軍事情勢について検討している。

(56) 吉本道雅二〇〇五、二二二頁。

(57) 勃發年順に首班・據點邑・勃發年を示すと、鬬縉・權・楚武王期（前七四〇～前六九〇）、鄒厲公・櫟・前六九七、

高弱・盧・前五七四、國佐・穀・前五七四、夙沙衛・高唐・前五五四、欒盈・曲沃・前五五〇、烏餘・麋丘・前五四九、高豎・盧・前五四四、范・中行氏の亂・邯鄲等・前四九七、向魋・曹・前四八一。

(58) 小林伸二一九九二はこのような傾向を『春秋』の記事から検討している。

(59) 哀十七に「彭仲爽、申俘也。文王以爲令尹、實縣申息」と追述される。

(60) 楊寬一九八一「春秋時代楚國利用滅亡の小國或小國的舊都改建爲縣、……繼續推行向『國人』徵賦的制度、繼續保持原有以『國人』爲主力的軍隊編制、從而成爲在邊境上的『衛藩』力量。」

(61) 春秋前期、楚以外に邑からの動員を確認できるのは、鄭の「制人」のみである（隱五「鄭二公子以制人敗燕師于北制」。なお程發軔一九六七によると制は汜水上街、北制は滎陽古城であり、動員對象邑が戦地近邊である點、後の議論と合致する。

(62) 杜注「郡本在商密、秦楚界上小國、其後遷於南郡都縣。」

(63) 杜注「申息二邑子弟皆從子玉而死。言何以見其父老。」

(64) 杜注「子朱、楚大夫、伐江之師也。」

(65) 昭五「冬十月、楚子以諸侯及東夷伐吳、以報棘・櫟・麻之役。蘧射以繁揚之師會於夏汭。……蘧射師繁揚之師、先入南懷、楚師從之、及汝清。」

(66) 楚師の對陳出兵の際、駐留地となっており（襄四「春、楚師爲陳叛故、猶在繁陽」）、また吳の侵略を受けた際の戦

地ともなっている（定六「子期又以陵師敗于繁揚」）。

(67) 定四に左司馬戌（沈尹戌）が方城外を總動員して「淮汭」におかれた吳の船團を攻撃することを謀ったとある（定四「冬、蔡侯・吳子・唐侯伐楚、舍舟于淮汭、自豫章

與楚夾漢。左司馬戌謂子常曰、子沿漢而與之上下、我悉方城外以毀其舟、還塞大陸・直轅・冥阨」。また葉公子高が「方城之外」を率いて白公の亂を鎮壓したことが『國語』楚語下にみえる（「子高以疾間居於蔡。及白公之亂、子西・子期死。葉公聞之、……帥方城之外以入、殺白公而定王室、葬二子之族」）。

(68) 秦晉が都に侵攻した際、秦人が析を通過している（本節資料①）。吉本道雅二〇〇五、八二頁參照。史念海一九六三は丹水・漢水を利用する交通を指摘する。

(69) 杜注「東陽、晉之山東、魏郡廣平以北。」

(70) 昭二十四「陰不佞以溫人南侵」、杜注「晉以溫兵助敬王、南侵子朝。」

(71) 哀十一「春、齊爲鄆故、國書・高無不帥師伐我、及清。……季氏之甲七千、冉有以武城人三百爲己徒卒、老幼守宮、次于郛門之外。」

(72) 襄十九「穆叔曰、齊猶未也、不可以不懼。乃城武城」とある。なお同名の邑が郛との「竟」附近にもある。顧棟高『春秋大事表』春秋列國地形大牙相錯表卷六之下「魯有兩武城」條參照。ここは當然齊側である。地理比定についても同書並びに程發軔一九六七參照。

(73) 包山楚簡（湖北省荊沙鐵路考古隊一九九一）は、戰國中

期の楚における地方行政系統がそこに現れる点でも注目すべき資料であるが、その中に「縣」なる單位は一切登場しない。しかしこれまでの研究では「縣」の存在を前提して述べるのが常である（陳偉一九九六・藤田勝久一九九九・朴俸柱二〇〇五・羅運環二〇〇五など）。また、包山楚簡中の「寗」が文字學的に「縣」に比定可能とする見解もある（趙平安二〇〇三）。さらに近年、「地名+縣（寗）」の存在、すなわち行政單位としての楚縣の存在を示唆する戰國楚の文字資料（封泥）が獲得された（周曉陸・路東之二〇〇五、郝士宏二〇〇六）。斷片的な資料であるため、包

山楚簡との先後關係を含めその内實に不明な點が多いが、戰國時代のある時期に行政單位「縣」が楚においても採用されていたと思しい。ただし、それが春秋楚にまで遡れるものかどうか、明示的な材料に缺けることには注意しておきたい。

(74) 增淵龍夫一九九六、特に四六四―五頁參照。

(75) 昭四「其藏冰也、深山窮谷、固陰沍寒、於是乎取之。

……山人取之、縣人傳之、與人納之、隸人藏之。」

(76) 增淵龍夫一九九六、四七〇頁。

**CONTROL OF TERRITORY IN THE SPRING AND
AUTUMN PERIOD: CONCERNING
THE CONTROL OF THE *yi* 邑**

TSUCHIGUCHI Fuminori

The development of the territorial control in the pre-Qin period has been understood in terms of the process of the organization and development of the commandery and district system 郡縣制 in the Qin-Han era. During the Spring and Autumn period the appearance of the district, *xian* 縣, in contrast to the traditional *yi* 邑 (a general term for towns), has been regarded as the commencement of the new system of control and attention has been concentrated on clarifying its characteristics and the differences between it and the Qin-Han commandery and district system. Nevertheless, because previous studies have been limited to an examination of the *xian* alone, the special character of the *xian* has been overly emphasized. On the other hand, as there have been few studies examining *yi* outside the *xian*, these results have not been sufficiently related to the results of studies of the *xian*. Armed with an awareness of these problems, this article chiefly addresses territorial control in the Spring and Autumn period and the control of the *yi* in particular.

In the first section, after systematically reviewing the history of the field, I indicate the various issues therein and express doubts about the belief of that *xian* and *yi* differed systematically. At the same time, I assert the necessity of a wide-ranging general study of the *yi*.

In the second section, I first confirm the manner in which the territory of the states of feudal princes was referred to in the literature of the day. Then, I explore the nature of the right to rule exercised over the *yi* that formed the territory. Ideally, the right to rule all the *yi* within the territory belonged to the ruler of the state, but in reality it was a simple matter for subjects to establish private territory. Under such circumstances, I discuss the method by which those who ruled in regions removed from the capitals and those who ruled states sought to build solidarity.

In the third section, I focus on incidents of revolt in the *yi* and elucidate the character of the *yiren* 邑人, the subjects who were ruled in the *yi*. The *yiren* were a fluid group that might easily collaborate with the rebels, and right to rule of the

national state hardly permeate down to their level. In addition, *yi* on the margins of territories 竟 (in the borderlands) were the first line of defense and important communication routes, and nevertheless there was a tendency for them to frequently become the vital points of rebellion. From this it can be seen that the methods of controlling distant locations was at that time extremely underdeveloped.

In the fourth section, I examine the military role of the *yi*. Heretofore the military role of the *xian* has been emphasized exclusively, but there was no distinction between the *xian* and the *yi* in terms of advances in military functionality, which was a universal phenomenon at the time. Here, I focus in particular on military mobilization from the *yi*. Although the *yi* that would be the object of military mobilization were geographically limited, it can be considered to have functioned as an efficient means of controlling the *yiren* since it was necessary to forcefully implement military mobilization. Then, military mobilization in this manner became a turning point leading to the amelioration of the instability of *yi* rule and promoting the strengthening of control.

THE TWENTY-FOURTH YEAR OF QIANLONG (1759): THE BORDER FORMED BY GUANGZHOU AND AOMEN (MACAO)

MURAO Susumu

Following the suppression of the Zheng 鄭氏, five ports including Guangzhou and Xiamen 廈門 (Amoy) were opened to civilian trade and maritime customs were established. As a result foreign merchants were able to freely visit the five ports and as long as they were within the port cities, the merchants were able to do as they pleased. Furthermore, since they often transported Catholic missionaries, the missionaries were thereafter freely able to enter and leave the country through the five ports, move about, and settle in various places.

The first signs of a change appeared twenty years after the ports were opened in the 43rd year of the reign of Kangxi (1704). Until that time, the British merchant ships that carried out trade, voyaging along the southeastern coast at Zhoushan 舟山 and Guangzhou, and particularly at Xiamen (Amoy), willingly abandoned Zhoushan and Xiamen, and thereafter it became customary for them to visit only the port of Guangzhou. Subsequently, the decisive exclusion of